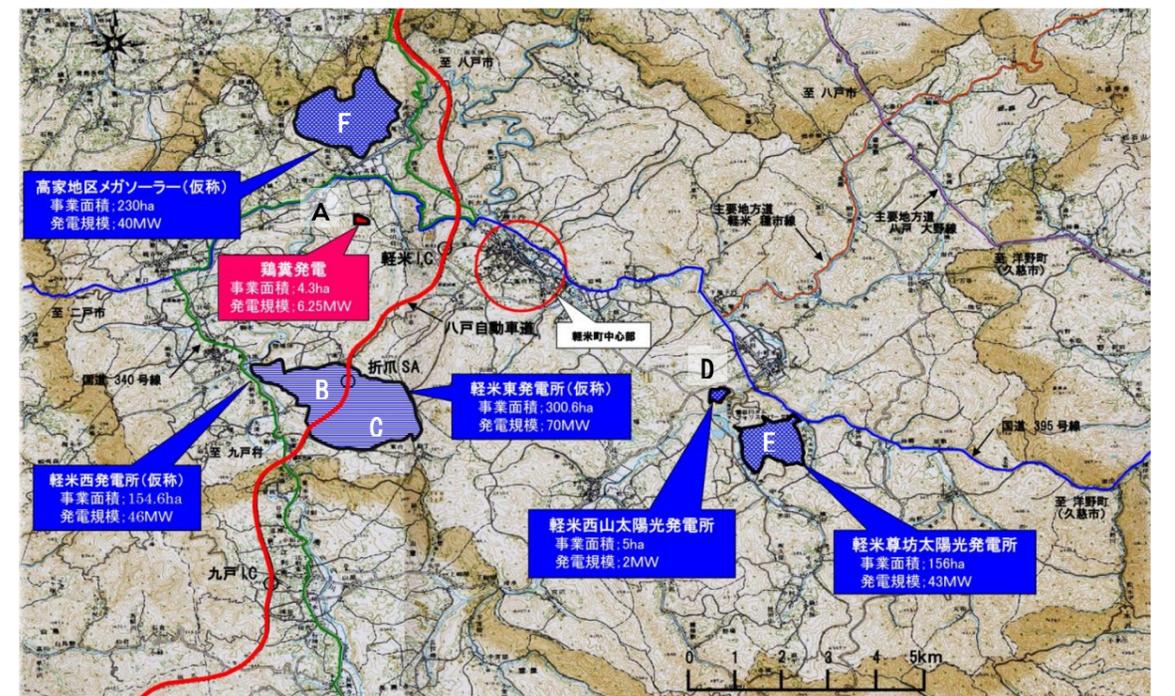
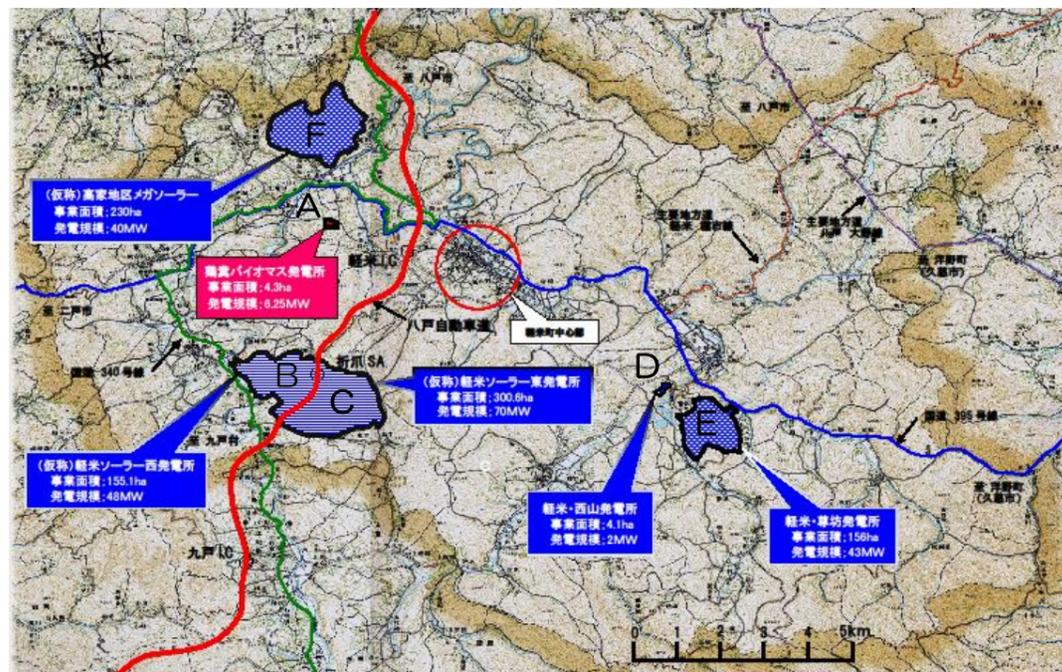


新旧対照表

新								旧					
P16 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域 (単位; ha)								P16 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域					
地区	区域の所在	区域面積	森林面積			農地面積	その他	備考	地区	区域の所在	面積 (ha)	開発行為面積 (ha)	備考
			開発行為	残置森林	計								
A	軽米町大字晴山第2地割40-1	4.3	2.4	1.9	4.3	0	0	鶏糞バイオマス発電	A	軽米町大字晴山第2地割40-1	4.2	2.3	鶏糞バイオマス発電
B	軽米町大字山内第5地割6、19、35、43番、大字山内第6地割204、205、208番他	155.1	76.7	77.5	154.2	0	0.9	太陽光発電	B	軽米町大字山内第5地割6、19、35、43番、大字山内第6地割204、205、208番他	154.6	71.0	太陽光発電
C	軽米町大字山内第4地割61、101、102、104、110~112、117、121~123、128、131、132、137、194、195、198、204、205番他	300.6	119.0	181.6	300.6	0	0	〃	C	軽米町大字山内第4地割61、101、102、104、110~112、117、121~123、128、131、132、137、194、195、198、204、205番他	300.6	119.0	〃
D	軽米町大字小軽米第1地割16番70	4.1	0.5	0	0.5	3.0	0.6	〃	D	軽米町大字小軽米第1地割16番70	5.0	3.75	〃
E	軽米町大字小軽米第20地割3~7、71~72番他	156.0	117.0	39.0	156.0	0	0	〃	E	軽米町大字小軽米第20地割3~7、71~72番他	156.0	117.0	〃
F	軽米町大字高家第4地割25、29、33、37、38、53、72、75~77、79~83、85~89、98、100、102、107、108、110、111、113、145、153~157、161~165、167~170、172~174、176、177、179、182、188、197番他	230.0	172.0	58.0	230.0	0	0	〃	F	軽米町大字高家第4地割25、29、33、37、38、53、72、75~77、79~83、85~89、98、100、102、107、108、110、111、113、145、153~157、161~165、167~170、172~174、176、177、179、182、188、197番他	230.0	172.0	〃
計		850.1	487.6	358.0	845.6	3.0	1.5						

※森林面積は、森林法第5条に規定する森林面積



再生可能エネルギー発電の整備を促進する区域の位置

各区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模 (最大出力・MW)	備考
A	鶏糞バイオマス発電	6.25	(株) 十文字チキンカンパニー
B	太陽光発電	48.0	(株) レノバ
C	〃	70.0	〃
D	〃	2.0	(株) スカイソーラージャパン
E	〃	43.0	〃
F	〃	40.0	〃

3 農林業の健全な発展に資する取り組み

(1) 発電事業の収入の一部の取り扱い

ア 基金の創設

再生可能エネルギー発電事業によって生み出される収入の一部を、地域の農林業の健全な発展のために活用します。

事業者から町へ納める収入の一部の額は、発電事業ごとに、発電事業者と町（担当：再生可能エネルギー推進室）とで調整し、決定して協定を結びます。

収入の一部の額の算出方法は、当該する発電事業の開発にかかる投資額、開発される地区が有している価値（林産物、環境保全（防災、保健休養、二酸化炭素吸収等の能力））等を総合的に勘案して決定します。

また、この取り決めによって生じる金銭は、町において基金化します。

イ その他

アに定めるもののほか、収入の一部を活用した農林業生産施設の整備等により、雇用の場の拡大等を図ります。

事務局 (軽米町役場再生可能エネルギー推進室)	—	<ul style="list-style-type: none"> 計画案の作成 情報の提供 実施状況の確認 見直し案の作成 計画推進のための連絡調整 基金の管理と活用
----------------------------	---	---

各区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模 (最大出力・MW)	備考
A	鶏糞バイオマス発電	6.25	(株) 十文字チキンカンパニー
B	太陽光発電	46.0	(株) レノバ
C	〃	70.0	〃
D	〃	2.0	(株) スカイソーラージャパン
E	〃	43.0	〃
F	〃	40.0	〃

3 農林業の健全な発展に資する取り組み

(1) 発電事業の収入の一部の取り扱い

再生可能エネルギー発電事業によって生み出される収入の一部を、地域の農林業の健全な発展のために活用します。

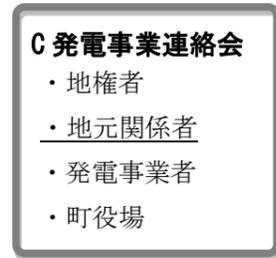
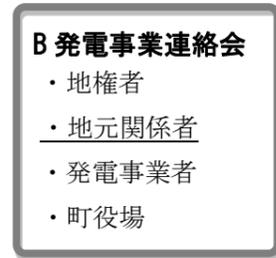
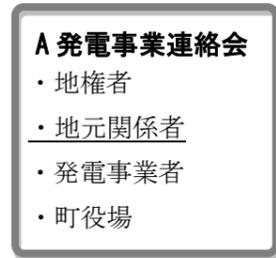
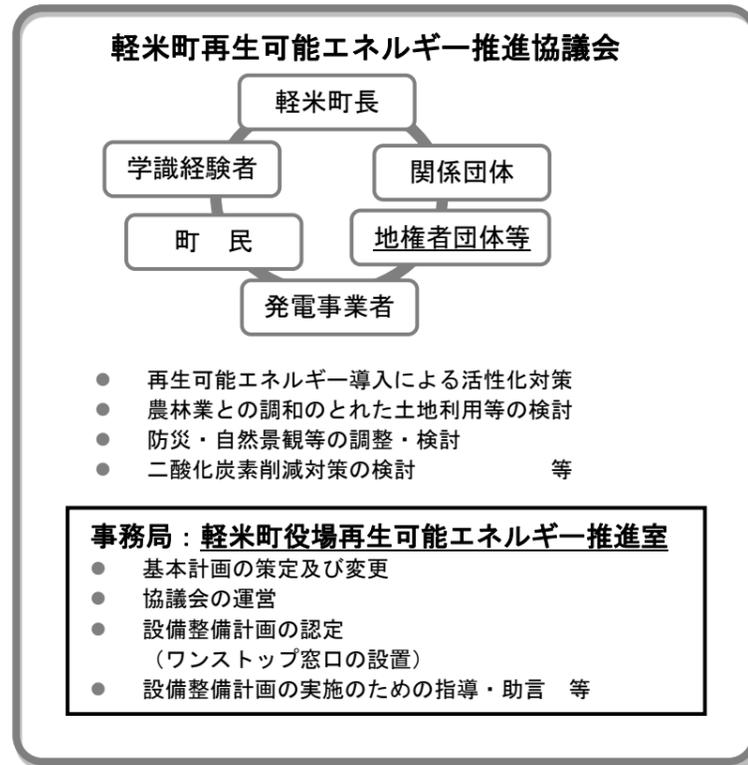
事業者から町へ納める収入の一部の額は、発電事業ごとに、発電事業者と町（担当：総務課）とで調整し、決定して協定を結びます。

収入の一部の額の算出方法は、当該する発電事業の開発にかかる投資額、開発される地区が有している価値（林産物、環境保全（防災、保健休養、二酸化炭素吸収等の能力））等を総合的に勘案して決定します。

決定した額は、協議会へ報告します。

また、この取り決めによって生じる金銭は、町において基金化します

事務局 (軽米町役場総務課)	—	<ul style="list-style-type: none"> 計画案の作成 情報の提供 実施状況の確認 見直し案の作成 計画推進のための連絡調整 基金の管理と活用
-------------------	---	---

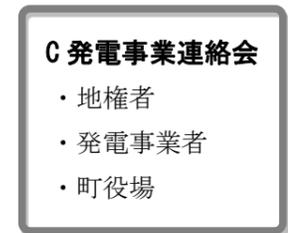
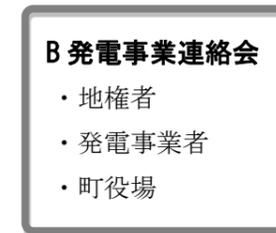
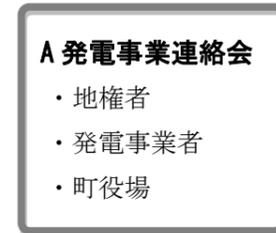
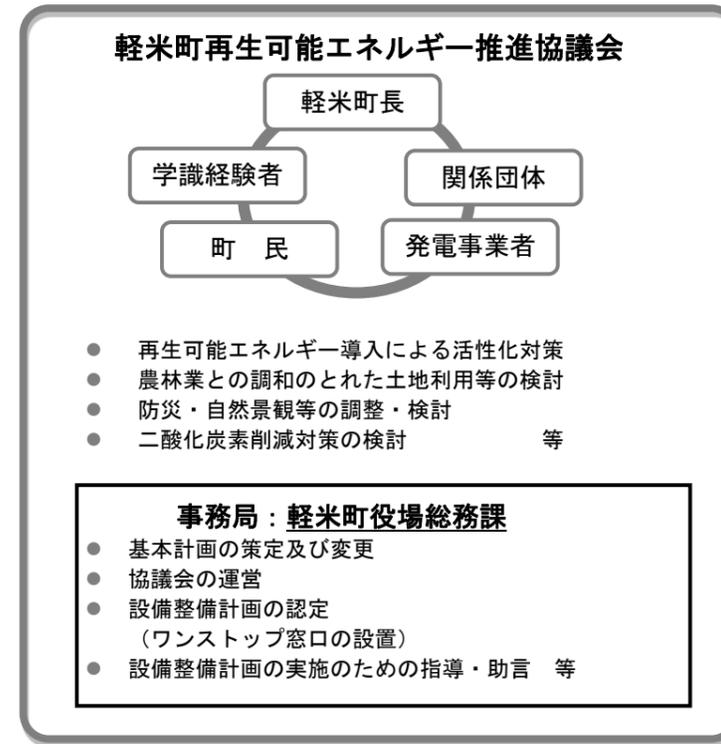


②点検・評価・公表

点検・評価・公表は、単年度を単位として、本計画を対象に実施します。また、発電事業者が策定する設備計画についても、必要に応じて点検・評価・公表を行います。

点検・評価・公表の流れは以下のとおりです。

- 事務局（軽米町役場再生可能エネルギー推進室）は、再生可能エネルギー事業者から、事業の内容及び進捗状況についての情報を収集し、計画の進捗状況を把握します。
- 把握した結果は、再生可能エネルギー推進協議会へ報告し、点検・評価を行います。点検・評価の結果は、町長へ報告します。
- 町長は、必要に応じて計画の変更や是正措置の実施を事務局へ指示します。
- 事務局は、取り組みの実施状況について、かるまいてれば、広報かるまい、町ウェブページ等を活用して広く公表します。



②点検・評価・公表

点検・評価・公表は、単年度を単位として、本計画を対象に実施します。また、発電事業者が策定する設備計画についても、必要に応じて点検・評価・公表を行います。

点検・評価・公表の流れは以下のとおりです。

- 事務局（軽米町役場総務課）は、再生可能エネルギー事業者から、事業の内容及び進捗状況についての情報を収集し、計画の進捗状況を把握します。
- 把握した結果は、再生可能エネルギー推進協議会へ報告し、点検・評価を行います。点検・評価の結果は、町長へ報告します。
- 町長は、必要に応じて計画の変更や是正措置の実施を事務局へ指示します。
- 事務局は、取り組みの実施状況について、かるまいてれば、広報かるまい、町ウェブページ等を活用して広く公表します。

資料編

P36

軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約

平成 26 年 10 月 20 日 制定
平成 27 年 12 月 24 日 一部改正

第 1 条 (略)

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、岩手県軽米町再生可能エネルギー推進室内に置く。

第 3 条～第 8 条 (略)

(役員及び構成員の任期)

第 9 条 役員及び構成員の任期は、1 年とし、再任を妨げないものとする。

2 (略)

(会議の運営)

第 10 条～第 12 条 (略)

第 13 条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 会長は、構成員のほか、必要に応じて、専門的知見を有する者をアドバイザーとして協議会に招請し意見を聞くことができる。

第 14 条～第 22 条 (略)

附 則

この規約は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 24 日一部改正)

この規約は、平成 27 年 12 月 24 日から施行する。

資料編

P36

軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約

平成 26 年 10 月 20 日 制定

第 1 条 (略)

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、岩手県軽米町総務課内に置く。

第 3 条～第 8 条 (略)

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、1 年とし、再任を妨げないものとする。

2 (略)

(会議の運営)

第 10 条～第 12 条 (略)

第 13 条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

第 14 条～第 22 条 (略)

附 則

この規約は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。